

○平成十九年総務省告示第三百六十二号（五MHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の無線局（略）</p> <p>三 占有周波数帯幅が九MHzを超え十九・七MHz以下の無線局（略）</p> <p>四 （略）</p>	<p>（同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九・五MHz以下の無線局（同上）</p> <p>三 占有周波数帯幅が九・五MHzを超え十九・七MHz以下の無線局（同上）</p> <p>四 （同上）</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。